

準学生寮入居申込書(令和7年3月以降入居用)

申込み年月日 令和 年 月 日

【申込者本人の直筆により記入してください。】

入居を希望する寮名		山形クラス「第二公園の家」			
学校名		学部			
学科		学年	年		
ふりがな		性別	生年月日・年齢 注①		
氏名		男	昭和	年	月
			平成		
現住所	〒 _____				
	携帯電話番号 _____		Email : _____		
保護者 (緊急連絡先)	氏名				続柄
	住所	〒 _____			
		携帯電話番号 _____			
自宅電話番号 _____					

注① 入居可能となるのは、40歳未満の学生です。

○ 家族状況 (申込者本人を含む住民票謄本に記載している家族全員)

就学者を除く家族 注②	続柄	氏名	年齢	同居別居	職業	勤務先等	所得金額	給与以外の所得金額
	父				同・別			円
死亡・離別・退職・転職・就職 (該当する場合はその箇所に○) その年月 (年 月)								
母				同・別			円	円
	死亡・離別・退職・転職・就職 (該当する場合はその箇所に○) その年月 (年 月)							
祖父				同・別			円	円
	祖母			同・別			円	円
兄・姉 弟・妹				同・別			円	円
	兄・姉 弟・妹			同・別			円	円
				同・別			円	円
就学者	続柄	氏名	年齢	同居別居	在学学校名		学年	所得金額
	本人			同・別	国・公・私立			円
	兄・姉 弟・妹			同・別	国・公・私立			円
	兄・姉 弟・妹			同・別	国・公・私立			円
				同・別	国・公・私立			円

注② 「就学者を除く家庭」欄には父母・就学前の弟妹等を記入してください。

※別紙の提出確認表により、不足書類がないか必ずチェックすること。

【提出確認表】

提出書類		申込者 チェック
1	大学等の学生を証明するいずれかの書類の写し	
	(1) 合格通知書 ※後日、学生証又は在学証明書の写しを提出いただきます。	<input type="checkbox"/>
	(2) 学生証又は在学証明書	<input type="checkbox"/>
2	申込者本人及び同居している家族全員の住民票謄本（コピー不可）	<input type="checkbox"/>
3	申込者本人と親の扶養関係がわかる書類（健康保険証等）の写し	<input type="checkbox"/>
4	申込者本人及び住民票謄本に記載している家族全員の収入を証明する次の書類 ①市区町村役場等で発行される「令和6年度（令和5年分）所得（課税）証明書」 高校就学年齢以上の方で収入の無い方でも「所得（課税）証明書」が必要です。 中学校就学年齢以下の方の提出は不要です。	<input type="checkbox"/>
	【令和7年1月4日以降に申込みする場合は、①に加え次の書類】 ②給与所得者は、令和6年分給与所得の源泉徴収票の写し ③自営業の方などは、令和7年に提出した確定申告書の写し（申告済みのもの） ※ただし、確定申告の受付開始前に申込む場合は、①のみ提出してください。	<input type="checkbox"/>
5	同居家族に（1）（2）または（3）に該当する方がいる場合は、それぞれ下記の書類 ただし、それらが上記の所得（課税）証明書により確認できる場合は不要	
	(1) 障害者に該当する場合は、障害者手帳等の写し	<input type="checkbox"/>
	(2) 寡婦又はひとり親世帯に該当する場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	<input type="checkbox"/>
	(3) 年金所得がある場合は、年金額改定通知書等の写し	<input type="checkbox"/>
6	申込者本人が自らの収入で生活している場合は、下記の全ての書類	
	(1) 申込者本人の収入を証明する書類の写し	<input type="checkbox"/>
	(2) 申込者本人の収入で生活している旨の誓約書	<input type="checkbox"/>
	(3) 奨学金を受けている場合は、その給付決定通知書の写し	<input type="checkbox"/>

【注意事項】 1. 必要な全ての「提出書類」を不足なく提出してください。

2. 提出書類により世帯月収等を審査した結果、入居要件を満たさない場合は入居できませんので、提出書類を返還します。

※「個人情報の利用」について

提出していただいた書類の個人情報は、寮務事務及び補助金交付申請のみに使用し、第三者（本人、大学、山形県、山形市、山形県住宅供給公社関係者以外）に開示・提供・預託することはありません。